

八尾市手数料条例の一部改正
新旧対照表

現 行	改 正 案
第1条・第2条 略 (建築物等に関する確認・検査の申請等に関する手数料) 第3条 略 2 法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定に基づき<u>建築主事</u>が審査をする場合は、前項の手数料のほか、当該申請又は通知に係る構造計算適合性判定（法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定をいう。以下この条において同じ。）を行う1の建築物ごと（法第20条第2項に規定する部分にあっては、当該部分ごと）についてそれぞれ次の表の床面積の欄に掲げるその区分に応じて同表の金額の欄に掲げる額を合計した額の手数料を納めなければならない。	第1条・第2条 略 (建築物等に関する確認・検査の申請等に関する手数料) 第3条 略 2 法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定に基づき<u>建築主事又は建築副主事</u>（以下「<u>建築主事等</u>」という。）が審査をする場合は、前項の手数料のほか、当該申請又は通知に係る構造計算適合性判定（法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定をいう。以下この条において同じ。）を行う1の建築物ごと（法第20条第2項に規定する部分にあっては、当該部分ごと）についてそれぞれ次の表の床面積の欄に掲げるその区分に応じて同表の金額の欄に掲げる額を合計した額の手数料を納めなければならない。
略 この表に掲げる床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。 (1) 略 (2) 法第6条の3第1項ただし書の規定に基づく<u>建築主事</u>の審査による確認を受け、又は法第18条第4項ただし書の規定に基づく<u>建築主事</u>の審査による計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合 当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積（床面積の増加する部分がある場合にあっては、当該増加する部分の床面積に2を乗じて得た面積に、当該増加する部分以外の部分の床面積を加えた面積）の2分の1 (3) 法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定に基づく<u>建築主事</u>の審査による建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の2分の1	略 この表に掲げる床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。 (1) 略 (2) 法第6条の3第1項ただし書の規定に基づく<u>建築主事等</u>の審査による確認を受け、又は法第18条第4項ただし書の規定に基づく<u>建築主事等</u>の審査による計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合 当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積（床面積の増加する部分がある場合にあっては、当該増加する部分の床面積に2を乗じて得た面積に、当該増加する部分以外の部分の床面積を加えた面積）の2分の1 (3) 法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定に基づく<u>建築主事等</u>の審査による建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の2分の1

(4) 法第6条の3第1項ただし書の規定に基づく建築主事の審査による確認を受け、又は法第18条第4項ただし書の規定に基づく建築主事の審査による計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の2分の1

3～7 略

8 法第7条第1項の規定による完了検査の申請（当該申請に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する特定建築行為である場合に限る。）又は法第18条第16項の規定による通知（当該通知に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為である場合に限る。）をしようとする者は、第3項及び第6項の手数料のほか、建築物ごとに次の表の建築物の用途の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、当該申請1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

略

備考

- 1 「建築物の用途」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この条において「消費性能基準」という。）に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。
- 2 「床面積の合計」とは、消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の床面積（増築（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となるものに限る。以下この項において同じ。）又は改築（以下この項において「増築等」という。）をする場合において、当該増築等に係る建築物のうち当該増築等をする部分以外の部分に建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により同号イに規定する設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。）の合計をいう。ただし、建築物の増築をする場合（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となる場合に限る。）において、都市の

(4) 法第6条の3第1項ただし書の規定に基づく建築主事等の審査による確認を受け、又は法第18条第4項ただし書の規定に基づく建築主事等の審査による計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の2分の1

3～7 略

8 法第7条第1項の規定による完了検査の申請（当該申請に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する特定建築行為である場合に限る。）又は法第18条第16項の規定による通知（当該通知に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為である場合に限る。）をしようとする者は、第3項及び第6項の手数料のほか、建築物ごとに次の表の建築物の用途の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、当該申請1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

略

備考

- 1 「建築物の用途」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この条において「消費性能基準」という。）に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。
- 2 「床面積の合計」とは、消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の床面積（増築（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となるものに限る。以下この項において同じ。）又は改築（以下この項において「増築等」という。）をする場合において、当該増築等に係る建築物のうち当該増築等をする部分以外の部分に建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により同号イに規定する設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。）の合計をいう。ただし、建築物の増築をする場合（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となる場合に限る。）において、都市の

低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第55条第1項又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の変更の認定を受け、かつ、当該認定を同法第12条第3項の通知書の交付を受けたものとみなしたときは、当該増築に係る部分の床面積の合計に、当該増築する部分以外の部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積を加えた面積とする。

3 略

9 次の各号に掲げる許可、承認、認定又は指定の申請をしようとする者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1)～(45)の4 略

(46) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第131条の2第2項及び第3項の規定に基づく認定の申請 1件につき27,000円

(46)の2 略

(47) 略

10 略

第4条 略

（宅地造成に関する工事の許可申請手数料）

第5条 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下この項において「改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する旧宅地造成工事規制区域の区域内における宅地造成に関する工事の規制に係る改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この条において「旧法」という。）第8条第1項本文の許可の申請をしようとする者は、次の表に掲げる当該申請に係る切土又は盛土をする土地の面積の区分に応じ、当該申請1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

切土又は盛土をする土地の面積	金額
500平方メートル以内のもの	13,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	23,000円

低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第55条第1項又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の変更の認定を受け、かつ、当該認定を同法第12条第3項の通知書の交付を受けたものとみなしたときは、当該増築に係る部分の床面積の合計に、当該増築する部分以外の部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積を加えた面積とする。

3 略

9 次の各号に掲げる許可、承認、認定又は指定の申請をしようとする者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1)～(45)の4 略

(46) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第131条の2第2項又は第3項の規定に基づく認定の申請 1件につき27,000円

(46)の2 建築基準法施行令第137条の12第6項又は第7項の規定に基づく認定の申請 1件につき27,000円

(46)の3 略

(47) 略

10 略

第4条 略

（宅地造成等に関する許可等申請手数料）

第5条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この条において「法」という。）第12条第1項又は法第30条第1項の規定による宅地造成及び特定盛土等の許可の申請をしようとする者は、次の表に掲げる当該申請に係る盛土又は切土をする土地の面積の区分に応じ、当該申請1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

盛土又は切土をする土地の面積	金額
500平方メートル以内のもの	14,300円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	25,900円

1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	33,000円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	51,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	73,000円
10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	120,000円
20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの	180,000円
40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの	270,000円
70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの	360,000円
100,000平方メートルを超えるもの	460,000円

2 旧法第12条第1項の許可の申請をしようとする者は、当該申請1件につき、次の各号に定める額を合算した額の手数料を納めなければならない。ただし、その額が460,000円を超えるときは、その手数料の額は、460,000円とする。

- (1) 切土又は盛土をする土地に係る宅地造成に関する工事の計画の変更（次号のみに該当する場合を除く。）については、当該申請に係る切土又は盛土をする土地の面積（次号に規定する変更を伴う場合（併せて当該計画の変更前の切土又は盛土をする土地の面積が減少する場合を除く。）にあっては当該計画の変更前の切土又は盛土をする土地の面積、当該計画の変更前の切土又は盛土をする土地の面積が減少する場合にあっては当該計画の変更前の切土又は盛土をする土地の面積から当該減少に係る切土又は盛土をする土地の面積を減じた面積）に応じ、前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額

1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	37,300円
2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	57,300円
3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	71,600円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	96,300円
10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	150,600円
20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの	235,200円
40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの	377,200円
70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの	541,500円
100,000平方メートルを超えるもの	723,600円

2 法第16条第1項又は法第35条第1項の規定による宅地造成及び特定盛土等の許可の申請をしようとする者は、当該申請1件につき、次の各号に定める額を合算した額の手数料を納めなければならない。ただし、その額が723,600円を超えるときは、その手数料の額は、723,600円とする。

- (1) 盛土又は切土をする土地に係る宅地造成に関する工事の計画の変更（次号のみに該当する場合を除く。）については、当該申請に係る盛土又は切土をする土地の面積（次号に規定する変更を伴う場合（併せて当該計画の変更前の盛土又は切土をする土地の面積が減少する場合を除く。）にあっては当該計画の変更前の盛土又は切土をする土地の面積、当該計画の変更前の盛土又は切土をする土地の面積が減少する場合にあっては当該計画の変更前の盛土又は切土をする土地の面積から当該減少に係る盛土又は切土をする土地の面積を減じた面積）に応じ、前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとする。）

(2) 新たに切土又は盛土をする土地を加える宅地造成に関する工事の計画の変更については、当該申請に係る新たに加える切土又は盛土をする土地の面積に応じ、前項に規定する額

(3) その他の変更については、12,000円

3 宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年 農林水産省 国土交通省 令第3号）による改正前の宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第30条の規定に基づく書面の交付を受けようとする者は、1件につき、次の各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1) 旧法第2条第2号に規定する宅地造成に関する工事でないことを証する書面の交付を受けようとする場合にあつては、4,800円

(2) 旧法第8条第1項本文又は第12条第1項の許可を受けたことを証する書面の交付を受けようとする場合にあつては、980円

(2) 新たに盛土又は切土をする土地を加える宅地造成及び特定盛土等に関する工事の計画の変更については、当該申請に係る新たに加える盛土又は切土をする土地の面積に応じ、前項に規定する額

(3) その他の変更については、13,500円

3 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第88条の規定に基づく書面の交付を受けようとする者は、1件につき、次の各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1) 法第12条第1項又は法第30条第1項に規定する宅地造成及び特定盛土等に関する工事でないことを証する書面の交付を受けようとする場合にあつては、5,500円

(2) 法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の許可を受けたことを証する書面の交付を受けようとする場合にあつては、650円

4 法第18条第1項又は法第37条第1項の規定による宅地造成及び特定盛土等の検査の申請をしようとする者（法第15条第1項又は法第34条第1項の規定により、法第12条第1項又は法第30条第1項の規定による宅地造成又は特定盛土等の許可を受けたものとみなされた国又は都道府県、地方自治法第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市を除く。）は、次の表に掲げる当該申請に係る盛土又は切土をする土地の面積の区分に応じ、当該申請1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

盛土又は切土をする土地の面積	金額
<u>500平方メートル以内のもの</u>	<u>3,900円</u>
<u>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</u>	<u>4,300円</u>
<u>1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</u>	<u>4,800円</u>
<u>2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの</u>	<u>5,500円</u>

3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	6,100円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	7,000円
10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	9,200円
20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの	12,600円
40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの	18,100円
70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの	24,600円
100,000平方メートルを超えるもの	31,800円

5 法第12条第1項又は法第30条第1項の規定による土石の堆積の許可の申請をしようとする者は、次の表に掲げる当該申請に係る土石の堆積をする土地の面積の区分に応じ、当該申請1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

土石の堆積をする土地の面積	金額
500平方メートル以内のもの	12,100円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	15,100円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	17,800円
2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	22,000円
3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	30,800円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	34,800円
10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	41,700円

20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの	56,700円
40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの	77,400円
70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの	115,400円
100,000平方メートルを超えるもの	144,200円

6 法第16条第1項又は法第35条第1項の規定による土石の堆積の許可の申請をしようとする者は、当該申請1件につき、次の各号に定める額を合算した額の手数料を納めなければならない。ただし、その額が144,200円を超えるときは、その手数料の額は、144,200円とする。

(1) 土石の堆積をする土地に係る土石の堆積に関する工事の計画の変更（次号のみに該当する場合を除く。）については、当該申請に係る土石の堆積をする土地の面積（次号に規定する変更を伴う場合（併せて当該計画の変更前の土石の堆積をする土地の面積が減少する場合を除く。）にあっては当該計画の変更前の土石の堆積をする土地の面積、当該計画の変更前の土石の堆積をする土地の面積が減少する場合にあっては当該計画の変更前の土石の堆積をする土地の面積から当該減少に係る土石の堆積をする土地の面積を減じた面積）に応じ、前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとする。）

(2) 新たに土石の堆積をする土地を加える土石の堆積に関する工事の計画の変更については、当該申請に係る新たに加える土石の堆積をする土地の面積に応じ、前項に規定する額

(3) その他の変更については、13,500円

第6条 略

（長期優良住宅建築等計画等の認定等申請手数料）

第6条の2 略

2 略

3 法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出（構造計算適合性判定（建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定をいう。以下この条において同じ。）を行

第6条 略

（長期優良住宅建築等計画等の認定等申請手数料）

第6条の2 略

2 略

3 法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出（構造計算適合性判定（建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定をいう。以下この条において同じ。）を行

う長期優良住宅建築等計画に係るもので、建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づき建築主事が審査する場合に限る。)をしようとする者は、前2項の手数料(法第8条第2項において準用する法第6条第2項の申出については、前項及び第6項の手数料)のほか、構造計算適合性判定が行われる1の住宅(住宅部分以外の部分を有する建築物の部分である住宅にあつては、当該建築物)ごと(建築基準法第20条第2項に規定する部分にあつては、当該部分ごと)に次の表の床面積の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

略
備考 この表に掲げる床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。
(1) 略
(2) 建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づく <u>建築主事</u> の審査による計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合 当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積(床面積の増加する部分がある場合にあつては、当該増加する部分の床面積に2を乗じて得た面積に、当該増加する部分以外の部分の床面積を加えた面積)の2分の1
(3) 建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づく <u>建築主事</u> の審査による建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の2分の1
(4) 建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づく <u>建築主事</u> の審査による計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の2分の1

4 略

5 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分を含む建築物についてなされる法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による審査の申出をしようとする者は、第1項(法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出については、次項)、第2項及び前項(建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づ

う長期優良住宅建築等計画に係るもので、建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づき建築主事等が審査する場合に限る。)をしようとする者は、前2項の手数料(法第8条第2項において準用する法第6条第2項の申出については、前項及び第6項の手数料)のほか、構造計算適合性判定が行われる1の住宅(住宅部分以外の部分を有する建築物の部分である住宅にあつては、当該建築物)ごと(建築基準法第20条第2項に規定する部分にあつては、当該部分ごと)に次の表の床面積の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

略
備考 この表に掲げる床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。
(1) 略
(2) 建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づく <u>建築主事等</u> の審査による計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合 当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積(床面積の増加する部分がある場合にあつては、当該増加する部分の床面積に2を乗じて得た面積に、当該増加する部分以外の部分の床面積を加えた面積)の2分の1
(3) 建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づく <u>建築主事等</u> の審査による建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の2分の1
(4) 建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づく <u>建築主事等</u> の審査による計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の2分の1

4 略

5 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分を含む建築物についてなされる法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による審査の申出をしようとする者は、第1項(法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出については、次項)、第2項及び前項(建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づ

き建築主事が審査をする場合は第3項)の手数料のほか、次の表の昇降機の内容の欄及び確認の申請書の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

表 略

6～10 略

(低炭素建築物新築等計画の認定等申請手数料)

第6条の3 略

略
備考
1・2 略
3 「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。 (1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この項において同じ。) (2)・(3) 略
4～6 略

2 略

3 法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出(構造計算適合性判定(建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定をいう。以下この条において同じ。))を行う低炭素建築物新築等計画に係るもので、建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づき建築主事が審査する場合に限る。)をしようとする者は、前2項の手数料(法第55条第2項において準用する法第54条第2項の申出(申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。))については、前項及び第6項の手数料)のほか、構造計算適合性判定が行われる1の建築物ごと(建築基準法第20条第2項に規定する部分にあっては、当該部分ごと)に次の表の床面積の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

き建築主事等が審査をする場合は第3項)の手数料のほか、次の表の昇降機の内容の欄及び確認の申請書の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

表 略

6～10 略

(低炭素建築物新築等計画の認定等申請手数料)

第6条の3 略

略
備考
1・2 略
3 「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。 (1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この項において同じ。) (2)・(3) 略
4～6 略

2 略

3 法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出(構造計算適合性判定(建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定をいう。以下この条において同じ。))を行う低炭素建築物新築等計画に係るもので、建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づき建築主事等が審査する場合に限る。)をしようとする者は、前2項の手数料(法第55条第2項において準用する法第54条第2項の申出(申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。))については、前項及び第6項の手数料)のほか、構造計算適合性判定が行われる1の建築物ごと(建築基準法第20条第2項に規定する部分にあっては、当該部分ごと)に次の表の床面積の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

略

備考

1 この表に掲げる床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1) 略

(2) 建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づく建築主事の審査による計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合 当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積（床面積の増加する部分がある場合にあつては、当該増加する部分の床面積に2を乗じて得た面積に、当該増加する部分以外の部分の床面積を加えた面積）の2分の1

(3) 建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づく建築主事の審査による建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の2分の1

(4) 建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づく建築主事の審査による計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の2分の1

2 略

4 略

5 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出（建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含む低炭素建築物新築等計画に係るものに限る。）をしようとする者は、第1項（法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出（申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。）については、次項）、第2項及び前項（建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づき建築主事が審査をする場合は第3項）の手数料のほか、次の表の昇降機の内容の欄及び確認の申請書の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

略

備考

1 この表に掲げる床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1) 略

(2) 建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づく建築主事等の審査による計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合 当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積（床面積の増加する部分がある場合にあつては、当該増加する部分の床面積に2を乗じて得た面積に、当該増加する部分以外の部分の床面積を加えた面積）の2分の1

(3) 建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づく建築主事等の審査による建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の2分の1

(4) 建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づく建築主事等の審査による計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の2分の1

2 略

4 略

5 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出（建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含む低炭素建築物新築等計画に係るものに限る。）をしようとする者は、第1項（法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出（申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。）については、次項）、第2項及び前項（建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づき建築主事等が審査をする場合は第3項）の手数料のほか、次の表の昇降機の内容の欄及び確認の申請書の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

表 略

6～9 略

(建築物エネルギー消費性能適合性判定等申請手数料)

第6条の4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この条において「法」という。）第12条第1項若しくは第13条第2項の建築物エネルギー消費性能適合性判定（法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。以下この条において「判定」という。）又は法第12条第2項若しくは第13条第3項の非住宅部分に係る部分の変更を含む変更の判定（以下この条において「変更の判定」という。）（変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画（法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この条において同じ。）に係る建築物の評価方法（建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物が法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この条において「消費性能基準」という。）に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この項及び第3項において同じ。）が、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の法第12条第1項若しくは第13条第2項の判定若しくは変更の判定（以下この条において「判定等」という。）に係る建築物の評価方法と同一でない場合又は判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。）を受けようとする者（次項による判定等を受けようとする者を除く。）は、次の表の判定に係る建築物の用途の欄、判定に係る建築物の評価方法の種別の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、当該申請1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

表 略

2 略

3 変更の判定（変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定等に係る建築物の評価方法と同一でない場合又は判定等に係る建築物の部分の床面積の増加を含む場合に係るものを除く。）を受けようとする者（前項による変更の判定を受けようとする者を除く。）又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条に規定する書面の交付を受けようとする者は、次の表の変更の判

表 略

6～9 略

(建築物エネルギー消費性能適合性判定等申請手数料)

第6条の4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この条において「法」という。）第12条第1項若しくは第13条第2項の建築物エネルギー消費性能適合性判定（法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。以下この条において「判定」という。）又は法第12条第2項若しくは第13条第3項の非住宅部分に係る部分の変更を含む変更の判定（以下この条において「変更の判定」という。）（変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画（法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この条において同じ。）に係る建築物の評価方法（建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物が法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この条において「消費性能基準」という。）に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この項及び第3項において同じ。）が、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の法第12条第1項若しくは第13条第2項の判定若しくは変更の判定（以下この条において「判定等」という。）に係る建築物の評価方法と同一でない場合又は判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。）を受けようとする者（次項による判定等を受けようとする者を除く。）は、次の表の判定に係る建築物の用途の欄、判定に係る建築物の評価方法の種別の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、当該申請1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

表 略

2 略

3 変更の判定（変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定等に係る建築物の評価方法と同一でない場合又は判定等に係る建築物の部分の床面積の増加を含む場合に係るものを除く。）を受けようとする者（前項による変更の判定を受けようとする者を除く。）又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条に規定する書面の交付を受けようとする者は、次の表の変更の判

定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の用途の欄、変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の評価方法の種別の欄及び変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、当該申請 1 件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

表 略

4～6 略

7 法第35条第 2 項（法第36条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による申出（構造計算適合性判定（建築基準法第 6 条の 3 第 1 項に規定する構造計算適合性判定をいう。以下この条において同じ。）を行う建築物エネルギー消費性能向上計画に係るもので、建築基準法第18条第 4 項ただし書の規定に基づき建築主事が審査する場合に限る。）をしようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める手数料のほか、構造計算適合性判定が行われる 1 の建築物ごと（建築基準法第20条第 2 項に規定する部分にあっては、当該部分ごと）に次の表の床面積の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

(1)・(2) 略

略
備考
1 この表に掲げる床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。
(1) 略
(2) 建築基準法第18条第 4 項ただし書の規定に基づく <u>建築主事</u> の審査による計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合 当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積（床面積の増加する部分がある場合にあつては、当該増加する部分の床面積に 2 を乗じて得た面積に、当該増加する部分以外の部分の床面積を加えた面積）の 2 分の 1
(3) 建築基準法第18条第 4 項ただし書の規定に基づく <u>建築主事</u> の審査による建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合（次号

定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の用途の欄、変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の評価方法の種別の欄及び変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、当該申請 1 件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

表 略

4～6 略

7 法第35条第 2 項（法第36条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による申出（構造計算適合性判定（建築基準法第 6 条の 3 第 1 項に規定する構造計算適合性判定をいう。以下この条において同じ。）を行う建築物エネルギー消費性能向上計画に係るもので、建築基準法第18条第 4 項ただし書の規定に基づき建築主事等が審査する場合に限る。）をしようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める手数料のほか、構造計算適合性判定が行われる 1 の建築物ごと（建築基準法第20条第 2 項に規定する部分にあっては、当該部分ごと）に次の表の床面積の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

(1)・(2) 略

略
備考
1 この表に掲げる床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。
(1) 略
(2) 建築基準法第18条第 4 項ただし書の規定に基づく <u>建築主事等</u> の審査による計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合 当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積（床面積の増加する部分がある場合にあつては、当該増加する部分の床面積に 2 を乗じて得た面積に、当該増加する部分以外の部分の床面積を加えた面積）の 2 分の 1
(3) 建築基準法第18条第 4 項ただし書の規定に基づく <u>建築主事等</u> の審査による建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合（次

に掲げる場合を除く。) 当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の2分の1

- (4) 建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づく建築主事の審査による計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の2分の1

2 略

8 略

9 法第35条第2項(法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出(建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含むものに限る。)をしようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める手数料のほか、次の表の昇降機の内容の欄及び確認の申請書の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数を納めなければならない。

- (1) 当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項の記載をしていない場合 第4項(法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。))については、次項)、第6項及び前項(建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づき建築主事が審査をする場合は第7項。次号において同じ。))の手数料

(2) 略

表 略

10 略

11 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更(法第36条第1項に規定する軽微な変更をいう。以下この条において同じ。))に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法(当該書面の交付に係る建築物エネルギー消費性能向上計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載しているものにあつては当該書面の交付を受けようとする建築物に係る部分に限る。以下この項及び次項において同じ。))が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合

号に掲げる場合を除く。) 当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の2分の1

- (4) 建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づく建築主事等の審査による計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の2分の1

2 略

8 略

9 法第35条第2項(法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出(建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含むものに限る。)をしようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める手数料のほか、次の表の昇降機の内容の欄及び確認の申請書の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数を納めなければならない。

- (1) 当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項の記載をしていない場合 第4項(法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。))については、次項)、第6項及び前項(建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づき建築主事等が審査をする場合は第7項。次号において同じ。))の手数料

(2) 略

表 略

10 略

11 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更(法第36条第1項に規定する軽微な変更をいう。以下この条において同じ。))に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法(当該書面の交付に係る建築物エネルギー消費性能向上計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載しているものにあつては当該書面の交付を受けようとする建築物に係る部分に限る。以下この項及び次項において同じ。))が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である

を除く。)を受けようとする者は、当該書面の交付の申請に含まれる1の建築物ごとに、次の表の書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法の種別の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

表 略

12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条に規定する書面の交付（当該書面の交付に係る軽微な変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。）を受けようとする者は、当該書面の交付の申請に含まれる1の建築物ごとに、次の表の書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法の種別の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

表 略

13 略

略	
備考	
1～3	略
4	「適合判定通知書等」とは、次に掲げるものをいう。
(1)	略
(2)	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第25条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知に係る書面（以下この条において「建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書」という。）及び検査済証

14 略

第6条の5～第7条 略

（介護保険法関係手数料）

第7条の2 介護保険法（平成9年法律第123号。以下この条において「法」という。）の規定に基づき、次の各号に掲げる指定若しくは指定の更新又は許可若しくは許可の更新の申請をしようとする者は、当該申請1件につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

場合を除く。)を受けようとする者は、当該書面の交付の申請に含まれる1の建築物ごとに、次の表の書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法の種別の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

表 略

12 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条に規定する書面の交付（当該書面の交付に係る軽微な変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。）を受けようとする者は、当該書面の交付の申請に含まれる1の建築物ごとに、次の表の書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法の種別の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

表 略

13 略

略	
備考	
1～3	略
4	「適合判定通知書等」とは、次に掲げるものをいう。
(1)	略
(2)	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知に係る書面（以下この条において「建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書」という。）及び検査済証

14 略

第6条の5～第7条 略

（介護保険法関係手数料）

第7条の2 介護保険法（平成9年法律第123号。以下この条において「法」という。）の規定に基づき、次の各号に掲げる指定若しくは指定の更新又は許可若しくは許可の更新の申請をしようとする者は、当該申請1件につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1)～(11) 略

(12) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第107条の2第1項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の更新 16,000円

(12)の2～(20) 略

2 略

(消防法関係手数料)

第8条 略

(1)・(2) 略

(3) 法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可

ア～エ 略

オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,180,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,410,000円

(ロ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,590,000円

(ハ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,950,000円

(ニ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 2,270,000円

(ホ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 4,550,000円

(1)～(11) 略

(12) 削除

(12)の2～(20) 略

2 略

(消防法関係手数料)

第8条 略

(1)・(2) 略

(3) 法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可

ア～エ 略

オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,450,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,720,000円

(ロ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,920,000円

(ハ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 2,360,000円

(ニ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 2,740,000円

(ホ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 5,640,000円

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 5,820,000円

(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 7,070,000円

カ～シ 略

(4)～(17) 略

2・3 略

第8条の2 略

(高压ガス保安法関係手数料)

第8条の3 略

(1) 法第5条第1項の規定に基づく高压ガスの製造の許可

ア 法第5条第1項第1号に該当する者 (イに掲げる者を除く。)

(ア)～(ク) 略

イ 法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備（高压ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。次号及び第9号において同じ。）のみを使用して高压ガスの製造をするもの

(ア)～(コ) 略

ウ 略

(ア)～(オ) 略

(2)～(4) 略

(5) 法第20条第1項の規定に基づく高压ガスの製造のための施設の完成検査第1号に掲げる高压ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額（法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、6,100円）

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 7,240,000円

(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 8,790,000円

カ～シ 略

(4)～(17) 略

2・3 略

第8条の2 略

(高压ガス保安法関係手数料)

第8条の3 略

(1) 法第5条第1項の規定に基づく高压ガスの製造の許可

ア 法第5条第1項第1号に該当する者 (イ及びウに掲げる者を除く。)

(ア)～(ク) 略

イ 法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備（高压ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下この号、次号及び第9号において同じ。）のみを使用して高压ガスの製造をするもの (ウに掲げる者を除く。)

(ア)～(コ) 略

ウ 法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高压ガスの製造をするもの（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の4第1項の許可を受けた者に限る。） 6,000円

エ 略

(ア)～(オ) 略

(2)～(4) 略

(5) 法第20条第1項の規定に基づく高压ガスの製造のための施設の完成検査第1号に掲げる高压ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額（法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、6,100円）

(6)～(11) 略
第8条の4～第13条 略

(6)～(11) 略
第8条の4～第13条 略